

事 務 連 絡

平成 24 年 12 月 20 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

## 獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について

このことについて、平成 24 年 12 月 14 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方  
よろしく申し上げます。

このたびの通知は、①届出様式（獣医師法施行規則第 6 号様式）が改正されたこと、  
②各都道府県において獣医療提供体制の整備が進められている中で、獣医師の分布や就業  
状況等を的確に把握することは重要であることから、届出期間内にすべての獣医師が新し  
い届出様式により届出を行うよう、本会会員に対して周知の依頼をされたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



事 務 連 絡  
平成24年12月14日

公益社団法人日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師法第22条の規定に基づく届出について(再依頼)

獣医師法第22条の届出については、これまでも貴会及び地方獣医師会の会員獣医師に対する周知等にご尽力いただきありがとうございます。

今回の届出については、届出様式(獣医師法施行規則第6号様式)が改正されたこと及び各都道府県において、獣医療県計画に基づき獣医療提供体制の整備が進められている中、獣医師の分布や就業状況等を的確に把握することは重要であることから、届出期間内にすべての獣医師が新しい届出様式により届出を行うよう、引き続きあらゆる機会を活用して貴管下獣医師に対して周知方よろしくお願いいたします。

なお、本年は届出様式が改正され、届出数の減少が懸念されるため、届出期間途中の届出状況を確認し、その後の届出促進に資する観点から、各都道府県に対して平成25年1月中旬を目途にその状況を報告いただくことを予定しています。その時点の届出状況を踏まえ、改めて貴管下獣医師に対する周知をお願いした際には、御協力方よろしくお願いいたします。

